

令和元年度の介護保険料と納付方法のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料について

65歳以上の方の皆さんにご負担いただく介護保険料は、原則3年に一度見直されます。今年度は見直しの年ではありませんが、消費税引き上げに伴う社会保障の充実により、町民税非課税世帯の方の保険料軽減が行われます。町民税非課税世帯（第1段階から第3段階）の方は、下表のとおり保険料の減額改定が行われます。
第4段階以降の方については保険料の変更はありません。

豊頃町の基準保険料額

月額 4,845円
(年額 58,140円)

あなたの介護保険料は？

介護保険料は、所得状況に応じて次の9つの区分に分けられます。

令和元年度介護保険料額

所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方	月額 4,845円	× 0.375	21,800円/年
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超えて120万円以下の方		× 0.56	32,600円/年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が120万円を超える方		× 0.725	42,200円/年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方		× 0.87	50,500円/年
第5段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超える方		× 1.0	58,100円/年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方		× 1.2	69,700円/年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方		× 1.3	75,500円/年
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方		× 1.5	87,200円/年
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の方		× 1.7	98,800円/年

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）。
※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

特別徴収と普通徴収

年金が年額18万円以上の方は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。
徴収額は、4・6・8月には前年度2月（平成31年2月）の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は平成31年度（令和元年度）町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。また、年金が年額18万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます（普通徴収）。
普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。
納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

こんな時は普通徴収になります

年金が年額18万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。

○年度途中で65歳になったとき ○他の市町村から転入したとき ○年金支給が一時差し止めになったとき
○前年度2月（平成31年2月）に保険料が天引きされていないとき など

介護保険料の納付方法

問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

限度証【限度額適用認定証】も新しくなります（水色→黄緑色）

新しい保険証は黄緑色です

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認のうえ、福祉課保険係へ申請してください。



新しい限度証

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

黄緑

医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。
発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
H31年1月	○〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
H31年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
H31年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問合せください。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214